

国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会 設置要領

1. 目的

平成15年1月に締め切られた構造改革特区の第2次提案において、国立公園及び国定公園の特別地域における風力発電の設置について、許可基準の緩和等を求める提案があったところ。風力発電は、新エネルギーとして積極的に導入を推進していくべきものである一方、国立・国定公園における大規模な風力発電施設は、風景を著しく改変し、また、野生生物へも影響を与えることが懸念されている。

国立・国定公園は、国民共有の財産であるとともに、その自然が一度損なわれると元に戻りにくい性質を有していることから、特定の地域において一括して規制緩和を行う特区制度にはなじみにくく、施設の許可については、個別案件ごとに慎重に審査していく必要がある。しかし、現在、風力発電施設に特化した許可基準は存在せず、現行の基準は抽象的でわかりにくいとの声もあることから、環境省では、平成15年度末までに風力発電施設の設置に関する許可基準の明確化を行うこととした。当該基準の策定にあたっては、国立・国定公園内における風力発電施設設置の基本的な考え方について主要な論点を整理、検討することがまず必要である。

このため、国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会（以下「検討会」と称する。）を設置し、検討を行なうものである。

2. 構成

- (1) 本検討会では、国立・国定公園内における風力発電施設の設置のあり方について、幅広く論点を整理・検討することが必要であるため、自然公園、景観、野生生物、環境影響評価、エネルギー政策、風力発電及び風況等の分野の専門家等であって、環境省自然環境局長が依頼した検討員をもって構成する。
- (2) 検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時検討員を置くことができるものとする。また、必要に応じて、検討事項に関係のある者をオブザーバーとして出席させることができるものとする。

3. 検討事項

検討会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 国立・国定公園内における風力発電施設の立地に関する基本的考え方
- (2) 風力発電施設が風致景観及び自然環境等に及ぼす影響の評価
- (3) 国立・国定公園内における風力発電施設の許可基準のあり方
- (4) その他検討会の設置目的に関連する事項

4. 座長

- (1) 検討会には座長をおく。
- (2) 座長は、検討会の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は、検討会の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故等がある場合には、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

5. 幹事、書記及び調査員

検討会の運営にあたり、自然環境局長が指名する幹事、書記及び調査員を検討会に置く。ただし、必要があると認められる場合には、臨時調査員を置くことができる。

6. 庶務

検討会の庶務は、環境省自然環境局国立公園課において行う。